研究制度評価個票（事前評価）

研究制度名	みどりの食料システム戦略実現技術開発・社会実装促進事業のうち戦略的研究開発知財マネジメント強化事業（拡充）	**担当開発官等名**	研究企画課
		連携する行政部局	輸出・国際局知的財産課
研究期間	R７～１１（５年間）		
総事業費	3.0億円(見込み) うち拡充分2.1億円(見込み)		

研究制度の概要

農林水産研究においては、研究成果の社会実装を見越し、農林水産業・食品産業のビジネスモデルに対応した戦略的な知的財産（※１）マネジメントを推進する観点から、令和４年に「農林水産研究における知的財産に関する方針」（農林水産技術会議決定）を改訂したところ。

本方針では、

① 研究成果を、農林水産業・食品産業等の現場における事業としての活用を通じて、新たな消費者価値の創出に結びつけ、社会に還元すること

② 我が国の競争力強化が期待される技術について、他者への流出による模倣等を防ぐためのクローズ領域（※２）と、他者に活用させるためのオープン領域（※３）を戦略的に形成し、競争力強化に確実に結びつけること

の実現に向けた知的財産マネジメントを推進し、成果を適切に技術移転することを規定している。

このことを踏まえ、我が国農業の国際競争力の向上等に向けて、研究成果の効果的な社会実装を推進するため、これまで

① 公的研究機関等が知的財産マネジメントを実施するにあたり、考慮すべき基本的な項目をとりまとめた「農林水産業・食品産業の公的研究機関のための知財マネジメントの手引き」（以下「手引き」という。）の策定（平成31年３月）

② 手引きを活用した公的研究機関等への助言・指導

③ 知財マネジメントの普及・啓発のためのセミナーの開催

④ 伴走型の実践支援による横展開可能な優良事例の創出　等

を実施してきたところ。

令和７年度から、新たにスマート農業技術等の研究成果の社会実装の一層の加速化のため、「研究開発段階の知財ネットワークの構築支援」と「スマート農業技術に係る知的財産関係調査」を実施する。

（１）研究開発段階の知財ネットワークの構築支援

公的研究機関における知的財産マネジメント強化については、異動等による知見の蓄積がされないことや知財人材の確保等の課題が顕在化しており、「他県と情報共有できる機会が欲しい」といった要望が寄せられていることから、公的研究機関等の知財担当者によるネットワークを構築し、侵害対応や営業秘密の管理等の共通の課題を個々の公的研究機関の知財担当で対応するのではなく、公的研究機関等が連携・情報共有するとともに知見を蓄積できるようにすることで、継続的で適切な知的財産マネジメント体制が構築され、研究成果の効果的な社会実装が実現可能となる知財マネジメント力を効果的に強化する。

（２）スマート農業技術に係る知的財産関係調査

スマート農業技術活用促進法を含む基本法関連３法案が本国会において成立したところ。スマート農業技術活用促進法では、第20条の「国等の措置」において、「国は、生産方式革新事業活動又は開発供給事業の促進に資するよう、（中略）スマート農業技術等に関する知的財産の保護及び活用その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする」とされているが、スタートアップ等は人的コスト的に単独で調査するのは難しいため、関連法案の趣旨を踏まえ、国として、スマート農業技術の展開戦略や研究開発戦略等の策定に資する情報提供を行うことを目的として、スマート農業実証プロジェクトの採択機関等のスマート農業技術の開発・普及に携わる者や知財専門家からの聞き取りを参考に対象国や対象技術を選定し、海外における技術動向調査や審査傾向調査、先行権利調査等の知的財産関係調査を行い、諸外国におけるスマート農業技術の研究開発動向を把握する。

１．研究制度の主な目標（アウトプット目標）

中間時（５年度目末）の目標	最終の到達目標
	令和１１年度までに知財ネットワークを９件以上構築する。

２．事後に測定可能な研究制度のアウトカム目標（R１１年）

全都道府県の農林水産・食品産業に係る研究について、適切な知財マネジメント体制及び研究成果の効果的な社会実装が実現した割合(※)

※特許庁で策定している企業における知的財産の関する実務能力を体系化した指標である「知財人材スキル標準」を参考に、農林水産業・食品産業分野の都道府県公設試験場に必要な実務能力である下記10項目の達成割合を増加させる。

【評価指標】
「知財マネジメントに関する基本方針を策定しているか」
「外部の知財専門家との連携を行えているか」
「法人内に留めて営業秘密として保護する情報についてルールを策定・運用をしているか」
「研究開発の段階で事業化(権利移転・ライセンシング等)の検討は行えているか」
「産学官連携の検討を行えているか」
「試料(遺伝資源)提供・受入契約について必要な条項を検討しているか」
「共同研究・受託研究契約について必要な条項を検討しているか」
「知的財産権の権利取得の際に、知財ミックスによる効果を検討しているのか」
「海外出願に関する規程等の整備をしているのか」
「ライセンス契約(利用・実施許諾契約)に必要な条項を検討しているか」

【項目別評価】

１．農林水産業・食品産業や国民生活のニーズ等から見た研究制度の重要性　ランク：A

① 農林水産業・食品産業、国民生活の具体的なニーズ等から見た重要性

我が国の農林水産業・食品産業において、我が国の食文化に対する世界の関心の高まりとともに、ブランドの活用による新たな価値の創出や海外への輸出による新たな市場開拓といった取組に対するニーズが顕在化している。

また、「知的財産推進計画2024（令和６年６月知的財産戦略本部策定）」では、社会・経済を取り巻く状況が変化し国家間競争の激化など国際情勢も厳しさを増す中、「知的財産戦略」は、我が国の経済やイノベーションを活性化し、国際競争力を強化していく上で一段と重要なものとなっているとされており、農林水産省においても、改正基本法第31条の「農産物の付加価値の向上等」で、「農業生産に関する有用な技術及び営業上の情報その他の知的財産の保護及び活用の推進その他必要な施策を講ずるものとする」とし、国際競争力強化と付加価値向上を図るために、知財の戦略的な創出・保護・活用に向けた取組を進めていく必要があるとしている。

さらに、スマート農業技術活用促進法では、第20条の「国等の措置」において、「国は、生産方式革新事業活動又は開発供給事業の促進に資するよう、（中略）スマート農業技術等に関する知的財産の保護及び活用その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする」とされており、農林水産研究の中心を担っている公的研究機関や知財マネジメントが脆弱なスタートアップ等への支援は必要不可欠となっている。

② 研究制度の科学的・技術的意義

「農林水産省知的財産戦略2025（令和３年農林水産省策定）」では、公的研究機関における知的財産マネジメントについて、最終的なビジョンからバックキャストすることによる研究成果の社会実装の効果的・効率的な推進と国内外における戦略的な権利許諾の推進が重要とされている。

２．国が関与して研究制度を推進する必要性　ランク：A

①　国自ら取り組む必要性

これまでの知財マネジメント強化による事業により、都道府県公的研究機関の知財マネジメントの必要性の認識は高まってきた一方で、多くの機関では、知財人材の確保が困難となっていることに加え、異動によるそれまでの蓄積した知見の喪失などが相まって、継続して知財マネジメントに関する課題に対応していくことが困難となっている実情がある。そこで、侵害対応や営業秘密の管理等の知財にかかる課題を個々の公的研究機関の知財担当で対応するのではなく、共通の課題を解決することを目的としたネットワーク形成することで、継続的な知財マネジメントが可能となると考えており、より効果的・効率的に推進するために国によるネットワーク構築等の取組が必要である。

②　他の制度との役割分担から見た必要性

当該事業では、研究開発段階からの知財マネジメントの強化に資する支援を行っており、特に、公的研究機関の知財マネジメント強化を実施するものである。輸出・国際局知的財産課において、農業者等の知財に関する意識の普及・啓発、流出防止等を目的にした農業関係者全般に対する知財リテラシーの向上等に取り組んでおり、両事業者が連携することで、研究開発から社会実装後の現場における知財の管理・活用を継続的な支援が可能となり、農業・食品分野の知的財産の管理・　活用に向けた取組を一層推進が図れるものと考えている。

③　次年度に着手すべき緊急性

20年ぶりとなる食料・農業・農村基本法の見直しに加え、本改正法に示された施策の方向に即して、食料供給困難事態対策法、農振法等改正法、スマート農業技術活用促進法の関連する３法案が本国会において成立したところ。改正基本法では、新たに第31条の「農産物の付加価値の向上等」において、「農業生産に関する有用な技術及び営業上の情報その他の知的財産の保護及び活用の推進その他必要な施策を講ずるものとする」とされ、また、スマート農業技術活用促進法においても、第20条の「国等の措置」において、「国は、生産方式革新事業活動又は開発供給事業の促進に資するよう、（中略）スマート農業技術等に関する知的財産の保護及び活用その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする」とされている。

しかしながら、公的研究機関ではこういった知的財産マネジメントを意識できておらず、公的研究機関の持つ知的財産の民間事業者等による有効活用が進んでいないことがこれまでの事業で分かってきていることから、スマート農業技術等の迅速かつ広範囲の普及のため、知財マネジメントの強化が必要不可欠となる。

３．研究制度の目標（アウトプット目標）の妥当性　ランク：A

①　研究制度の目標（アウトプット目標）の明確性

令和11年度中に知財ネットワークを９件以上構築することとしており、目標は明確である。

②　研究制度の目標（アウトプット目標）とする水準の妥当性

令和６年度は侵害対応や営業秘密の管理等の共通の課題をもつ公設試の知財担当者からの課題抽出の取組を３件以上実施しており、これらをもとに令和７年度以降は抽出された課題を解決することを目的としたネットワーク形成へ発展させていくことで、令和11年度までに全国ネットワーク１件、地域ネットワーク５件程度、品目・課題別ネットワーク３件程度の計９件以上のネットワークを構築することを目標に設定しており、構築されたネットワークを活用することで全都道府県の公的研究機関の知財マネジメント体制が強化され、研究成果の効果的な社会実装が実現すると考えられることから、その水準は妥当である。

４．研究制度が社会・経済等に及ぼす効果（アウトカム）の目標の明確性　ランク：A

①　社会・経済への効果（アウトカム）の目標及びその測定指標の明確性

「全都道府県の農林水産・食品産業に係る研究について、適切な知財マネジメント体制及び研究成果の効果的な社会実装が実現した割合(※)」を目標としており、アンケート調査等により各公的研究機関の取組の向上度合いを測定することとしている。

※特許庁で策定している企業における知的財産の関する実務能力を体系化した指標である「知財人材スキル標準」を参考に、農林水産業・食品産業分野の都道府県公設試験場に必要な実務能力である下記10項目の達成割合を増加させる。

【評価指標】
「知財マネジメントに関する基本方針を策定しているか」
「外部の知財専門家との連携を行えているか」
「法人内に留めて営業秘密として保護する情報についてルールを策定・運用をしているか」
「研究開発の段階で事業化(権利移転・ライセンシング等)の検討は行えているか」
「産学官連携の検討を行えているか」
「試料(遺伝資源)提供・受入契約について必要な条項を検討しているか」
「共同研究・受託研究契約について必要な条項を検討しているか」
「知的財産権の権利取得の際に、知財ミックスによる効果を検討しているのか」
「海外出願に関する規程等の整備をしているのか」
「ライセンス契約(利用・実施許諾契約)に必要な条項を検討しているか」

② 成果の活用方法の明確性（事業化・実用化を進める仕組み等）

公的研究機関等によるネットワークを構築し、そのネットワークを活用し続けることで知財マネジメントにかかる知見の集積ができ、これまで知財専門家による助言・指導活動により得られた知見・事例等を各地に波及・活用が進み、継続的な知財マネジメントが可能となる。

５．研究制度の仕組みの妥当性	ランク：A

① 制度の対象者の妥当性

本課題では、農林水産研究の中心を担う国立研究開法人や都道府県の公設試験場への支援を原則とし、特例として農林水産省の委託研究を受託する民間企業やスマート農業技術活用促進法における生産方式革新計画や開発供給計画の認定者等の知財マネジメントが脆弱なスタートアップ等の民間企業を対象としており対象は妥当である。

② 進行管理（研究課題の選定手続き、評価の実施等）の仕組みの妥当性

事業推進に当たっては、外部専門家や民間企業、関係行政部局などで構成する運営委員会で進行管理を行う。運営委員会では、各課題の進捗状況を確認しつつ、その状況に応じて実施計画や課題設計を逐次見直すなど、適正な推進体制となるよう管理する。

③ 投入される研究資源の妥当性

令和７年度から新たに開始する「研究開発段階の知財ネットワークの構築支援」、「スマート農業技術に係る知的財産関係調査」について、42百万円を要望している。これらは、これまで実施していた取組の予算額や類似する調査事業(特許庁「特許出願技術動向調査」)を参考に算定しており、妥当と考えている。

【総括評価】	ランク：A

１．研究制度の実施（概算要求）の適否に関する所見

・我が国の農林水産業・食品産業において、ブランド活用による新たな価値の創出や市場開拓への取組に対するニーズが高まる中、知財マネジメントの強化に関する研究の重要性は高い。

２．今後検討を要する事項に関する所見

・アウトプット目標やアウトカム目標を達成するためにも、フォーマットの統一を含めたデータ整備・蓄積・管理等、ネットワークの基盤整備が必要であり、蓄積したデータの効果的・効率的な活用につながるような研究推進を期待したい。

［事業名］　みどりの食料システム戦略実現技術開発・社会実装促進事業のうち
戦略的研究開発知財マネジメント強化事業

用　　語	用　語　の　意　味	※ 番号
知的財産	発明、考案、植物の新品種、意匠、著作物その他の人間の創造的活動により生み出されるもの（発見又は解明がされた自然の法則又は現象であって、産業上の利用可能性があるものを含む。）、商標、商号その他事業活動に用いられる商品又は役務を表示するもの及び営業秘密その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報。	1
クローズ領域	守るべき技術をしっかり見極めて秘匿化・独占化する戦略	2
オープン領域	自ら保有する知的財産について、国際標準化を含めてオープンに活用する戦略	3

○　戦略的研究開発知財マネジメント強化事業

【令和７年度予算概算要求額　６０（－）百万円】

＜対策のポイント＞

○スマート農業技術活用促進法では、「スマート農業技術等に関する知的財産の保護及び活用その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする」とされており、**農業の国際競争力の向上**等に向け、**研究成果の効果的な社会実装のため一層の知財マネジメントを推進**。

＜政策目標＞

○知財専門家によるプッシュ型支援と知財担当者間のネットワーク構築を通じた、公的研究機関の**知財マネジメントの強化**と**継続的な知的財産マネジメント体制の実現**

＜事業の内容＞

１．研究開発段階からのプッシュ型支援による知財マネジメントの普及・啓発

○　**弁護士等の知財専門家による公的研究機関等へプッシュ型の助言・指導**を行うことで、**公的研究機関等の課題を明らかにし、知財に関する課題を解決**します。

課題例
- 研究開発段階の社会実装に有効な知的財産の選択
- 研究成果を見据えた研究開発段階からの秘匿化やノウハウの管理方法　等

２．研究開発段階の知財マネジメントネットワークの構築支援

○　スマート農業技術等の研究成果の社会実装の一層の加速化のため、**公的研究機関等の知財担当者によるネットワークを構築**し、侵害対応等、公的研究機関等が連携・情報共有することで**知財マネジメント力を効果的に強化できる取組を支援**するとともに、これらの取組に対する**知財専門家による支援**を行い、知財マネジメント強化を推進します。

３．スマート農業技術に係る知的財産関係調査

○　**スマート農業技術の海外における特許出願動向調査、審査傾向調査、先行権利調査等**を行い、研究戦略策定の検討や意思決定を支援します。

＜事業の流れ＞

国 →（委託）→ 民間団体等

＜事業イメージ＞

プッシュ型支援による知財マネジメントの普及・啓発

知財専門家によるプッシュ型の助言・指導を実施

組織における知財マネジメントの向上

研究開発段階の知財マネジメントネットワークの構築支援

知財マネジメント強化に取組む公設試等で形成するネットワークの構築を支援

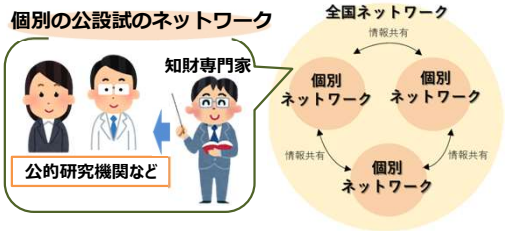

継続的な知財マネジメント体制の実現

スマート農業技術に係る知的財産調査の実施

我が国の国際競争力の向上

［お問い合わせ先］農林水産技術会議事務局研究企画課（03-3502-7436）